

次のとおり一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和3年5月21日

静岡県知事 川勝平太

1 調達内容

- | | |
|--------------|--|
| (1) 入札番号 | 御港総第8号 |
| (2) 購入物品及び数量 | 国土交通省「津波救命艇ガイドライン」（平成29年7月改正）に適合している定員25名の津波救命艇 1艇 |
| (3) 購入物品の特質等 | 別途交付する仕様書による。 |
| (4) 納入期限 | 令和3年10月29日（金） |
| (5) 納入場所 | 別途交付する仕様書による。 |
| (6) 入札方法 | 総価による。 |
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「船舶・航空機」又は「消防保安用品」のいずれかの営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 当該物品を納入する能力を有すること。
- (4) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (5) 次のアからオのいずれかにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が經營に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不适当に優先的な取扱いをする等

直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

3 入札参加資格の確認

この入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書、仕様書の2「仕様及び機能」に示す「機能要件」を満たすことを証明する資料を、令和3年5月27日（木）正午までに入札説明書の交付場所に提出すること。

4 仕様書・入札説明書の交付について

(1) 交付場所

〒437-1623 静岡県御前崎市港6129-1

静岡県御前崎港管理事務所総務課

電話番号 0548-63-3211

(2) 交付期間

公告の日から令和3年5月27日（木）まで。

ただし、交付時間は土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで（最終日は正午まで）とする。

(3) その他

仕様書・入札説明書等の関係書類は、御前崎港管理事務所ホームページから取得することもできる。

御前崎港管理事務所ホームページアドレス <http://doboku.pref.shizuoka.jp/desaki2/omaezaki/>

5 入札執行の日時及び場所

日時 令和3年6月4日（金） 午後1時30分

場所 静岡県御前崎港管理事務所 別館2階会議室

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

有効な入札を行った者のうち予定価格の制限の範囲内で最低価格の入札者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 詳細は入札説明書による。